衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成24.6.19　第180回国会第７号

6月19日（火）、第７回の委員会が開かれました。

１　理事の補欠選任
・理事の補欠選任を行いました。
　理事　近　藤　昭　一君（民主）（理事大島敦君去る４月６日委員辞任につきその補欠）

２　吉田復興副大臣及び若泉復興大臣政務官からそれぞれ発言がありました。

３　東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第22号）
・提出者参議院東日本大震災復興特別委員長代理者参議院議員谷岡郁子君（民主）から提案理由の説明を聴取しました。
・提出者代理者参議院議員谷岡郁子君（民主）、参議院議員金子恵美君（民主）、増子輝彦君（民主）、森まさこ君（自民）、加藤修一君（公明）、川田龍平君（みんな）及び荒井広幸君（改革）並びに平野文部科学大臣、平野復興大臣（東日本大震災総括担当）、横光環境副大臣、北神経済産業大臣政務官及び政府参考人に質疑を行い、質疑を終局しました。
・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな、国民、日本）

（質疑者及び主な質疑内容）

太　田　和　美君（民主）

・支援対象地域の設定には、放射線量の基準を決めなければならないが、本法律案の立案者はどのように考えているのか伺いたい。
・家族と離れて暮らす子どもについては、どのような支援策が必要と考えているか。
・福島県は健康長寿県を目指していることから、県まかせにするのではなく、国としても支援すべきであると考えるが平野復興大臣の見解を伺いたい。

吉　野　正　芳君（自民）

・支援対象地域として、本法律案の立案者はどのようなものをイメージしているのか。例えば福島県は全部入るのか伺いたい。
・子ども及び妊婦については、医療費が減免されることになっているが、大人についても減免してほしいとの要望もあることから、大人についても同様の措置とすることについてどのように考えるか、本法律案の立案者に伺いたい。
・医療の確保については、病院の経営が成り立たないような地域における病院も支援していくという趣旨と考えるが、平野復興大臣の見解を伺いたい。

高　木　美智代君（公明）

・本法律案第２条の「被災者に対するいわれなき差別」を防止するためには、放射線教育が不可欠だと考えるが、放射線教育についての現状と今後の取組みを平野文部科学大臣に伺いたい。
・支援対象地域は、具体的にどのようにして設定するのか。また、設定に当たって関係地方公共団体から意見を聴取するのか、本法律案の立案者に伺いたい。
・基本方針策定に当たっては関係行政機関の長の意見を聞くとともに、国の方針を明確にするために閣議決定すべきだと考えるが、本法律案の立案者及び平野復興大臣の見解を伺いたい。

高　橋　千鶴子君（共産）

・本法律案には主務大臣が明記されていないが、復興大臣でいいのか、本法律案の立案者及び平野復興大臣に確認したい。
・本法律案の「被災者」とは、子どもだけでなく大人や、福島県以外の人も対象になる趣旨と考えるが、本法律案の立案者に確認したい。
・本法律案第３条において、原子力政策に関して国の責務は規定されているが、原子力事業者の責任が明記されていないのは何故か、本法律案の立案者に伺いたい。

斎　藤　やすのり君（きづな）

・本法律案第８条における支援対象地域の認定基準は誰がどのように決定していくのか、本法律案の立案者に伺いたい。
・東京電力原子力事故による被ばくと疾病の関係について、立証責任を被災者が負うことになるのか、その場合にはどのように立証するのか、本法律案の立案者に伺いたい。
・福島県の仮設住宅に住んでいる子どもは屋外で運動ができないため、運動不足となっていると聞くが、被災者の健康管理について国はどのような対策を考えているのか。

阿　部　知　子君（社民）

・空間線量にとどまらず、きめ細かい汚染状況の計測に基づいて支援対象地域の認定基準を決める必要があると考えるが、本法律案の立案者の考えを伺いたい。
・避難指示解除準備区域は年間放射線量20mSv未満を基準としているが、住民の帰還に当たっては、安全に配慮し、１mSvにできるだけ近い基準にすべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。
・東京電力原子力事故による被災者の健康管理について、福島県民だけではなく、福島県外の被災者に対しても国が責任を負うべきと考えるが、本法律案の立案者の所見を伺いたい。

柿　澤　未　途君（みんな）

・野田総理大臣は、「国民生活を守るため」大飯原子力発電所を再稼働させる旨発言したが、原発事故被災地ではこの発言に反発もあることから、この発言について平野復興大臣の見解を伺いたい。
・平野復興大臣は、除染のモデル事業を行った結果、除染による放射線量の低減に限界がある旨の発言をしていたが、今後どのように除染を進めていくのか、大臣に伺いたい。
・政府は、チェルノブイリ法よりも格段に高い年間放射線量20mSvを人が住めるとして、避難指示解除準備区域の基準としているが、この政府の基準について本法律案の立案者の所見を伺いたい。